

Tax

Issue P273/2018 – 2018年3月8日
日本語翻訳版

Tax Analysis

税関企業信用管理弁法の改正：注目すべき6つの変更点

税関総署は「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」（税関総署第237号令。以下、「信用弁法」）を3月7日に公布し、「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」（税関総署第225号令。以下、「暫定弁法」）に対して、改正と整備を行った。「信用弁法」は2018年5月1日から施行される。

背景

2014年12月から施行された「暫定弁法」に基づき、税関は企業の信用状況に基づき、輸出入企業を認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の3つのランクに認定し、相応の管理措置を適用してきた。これは、中国の税関が「社会信用システム建設規画綱要（2014~2020年）」の要求に積極的に応える行動であり、国際貿易の発展方向性に合わせるための重要措置の一つである。

3年余りの実施を経て、中国の税関による企業信用認証は諸外国において認知度を高めており、国内においても、信用の高い企業との取引関係を確保するための「金看板」と認識されるようになってきている。中国の税関による企業信用管理はすでに体系化しており、また、税関の管理に関する理念と経済・社会の情勢に変化が生じ、企業に新たなニーズが生まれる中、「暫定弁法」の改正が求められている。この新しい状況に対応するため、「信用弁法」が公布された。なお、これに合わせて、「税関認証企業標準」（税関総署公告2014年第82号）も追って改正・公布される予定である。

主な変更点

1、認証企業の類型、及び情報収集範囲の拡大

従来、認証企業の類型は、税関で登録されている輸出入貨物の荷受人・荷送人、通関企業、物流企業などに限られたが、新規により、越境EC事業者、対外貿易総合サービス企業、国際宅急便業者が新たにその範囲に加えられた。また、従来の企業情報の収集・公示のほか、輸出入業務と密接に関係する人員（例えば企業の法定代表人、主要責任者、財務責任者、通関責任者など）に関する情報収集が新たに要求された。具体的には、改正後の「税関認証企業標準」などの規定において明確化されることが期待されている。

Authors:

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Shanghai

Dolly Zhang

Director

Tel: +86 21 6141 1113

Email: dozhang@deloitte.com.cn

Beijing

Richard Jiang

Senior Manager

Tel: +86 10 8512 4140

Email: richjiang@deloitte.com.cn

Shanghai

Roger Chen

Senior Manager

Tel: +86 21 2316 6922

Email: rogechen@deloitte.com.cn

コメント：世界税関機構（WCO）は、輸出入企業、通関業者、空港、港湾などを含む 13 種類の企業を「認定事業者¹」（Authorized Economic Operator、「AEO」）の範囲に含めている。中国の税関は、認証企業の範囲を AEO 基準に合わせるよう拡大することに尽力してきた。「暫定弁法」の施行から得た経験を活かし、近年の経済情勢の新しい動向と特徴、及び企業に生じた新たなニーズを踏まえた上で、税関は「信用弁法」と「税関認証企業標準」の改正を通じて、税関で登録されており、且つ税関による信用管理が可能な企業を出来る限り認証企業の範囲に含めることによって、税関による企業信用管理を輸出入貨物のサプライチェーンに関与する各種の企業にまで及ぶようにし、通関利便化措置の適用を受けるチャンスを増やした。

同時に、税関は企業に関する信用情報の収集範囲を拡大した。税関を含む複数の行政管理機構による合同奨励・懲罰の実施情報に留まらず、企業のコンプライアンス管理の主要責任者に関する信用情報も収集の対象となる。これは、税関による企業信用管理が企業のコンプライアンスコントロール制度に対する考察に留まらず、実際の経営管理状況と全体的な信用状況をより重要視することを意味する。

2、複数の行政管理機構による合同奨励・懲罰の実施

「信用弁法」の規定により、税関はその他の行政管理機構と共に、企業に対する合同奨励・懲罰を実施する。

コメント：「信用が高く法律を遵守する企業に利便性を与え、信用を喪失し法律に違反する企業に懲罰を与える」ことは、国の各種行政管理機構の共通の理念となっており、信用管理に関する方法と措置は、既に各種政府機構を跨って融合している。報道によれば、2017 年 7 月時点で、60 余りの政府機構による合同奨励・懲罰措置に関する覚書が 25 件締結され、計 100 項目以上の奨励・懲罰措置が与えられた。このような所轄地区、管轄機構、対象業界を跨いだ合同奨励・懲罰措置の実施は、規範を示す意味では従来よりも高い効果を得ている。企業の経営者にとって、コンプライアンス状況と信用状況が企業に与える影響は単一の政府機構や単一の分野に留まらず、各分野における信用状況はいずれも企業の全体的な生産、経営、管理に多大な影響を及ぼすことを強く認識する必要がある。例えば、税関における信用状況は、商務、外貨管理、税務などの政府機構における信用状況、及び関連の奨励・懲罰措置の適用にも影響を及ぼす。これは企業にとって、将来において、コンプライアンス違反によって齎される損失がますます高くなり、信用状況がますます重要になることを意味する。

3、信用情報異常企業名簿の作成

「信用弁法」の規定により、企業は毎年の 6 月 30 日までに「企業信用情報年度報告」を税関に提出しなければならない。規定通りの提出を行わなかった企業、及び税関で登録されている住所・経営場所が現場検査で確認できず、且つ税関で登録されている連絡方法で連絡が取れない企業は、「信用情報異常企業名簿」に掲載される。

コメント：税関、工商、商務などの政府機構が企業年度報告の統合（「多報告」）改革を進めており、輸出入企業は今年に、国家統一プラットフォームを通じて「通関組織単位登録情報年度報告」を提出することになっている。「信用弁法」により、信用管理状況に対する年度報告の要求が新たに提示された。今後、企業の開示した各種情報は国の各種行政管理機構の間で共有されるため、企業は情報開示の適時性、正確性、コンプライアンス性において、従来よりも厳しく要求される。また、企業は税関で登録する各種情報（例えば、登録住所、法人代表者、税関関係の連絡窓口、企業の連絡方法など）について、その真実性と有効性を確保する必要があり、登録情報に変化が生じた場合、速やかに税関で変更登録を行う必要がある。

For more information, please contact:

Customs and Global Trade

National Leader

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern China

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Shanghai

Liquan Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Guangzhou

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

¹ WCO による AEO の定義：WCO または同等のサプライチェーンのセキュリティ基準を遵守しているとして、国家税関当局によって（又はその名において）認証された、何らかの機能を担うことで貨物国際流通に参加する当事者。代表的な AEO として、製造業者、輸入業者、輸業者、通関業者、運送業者、コンサルティング、仲介業者、港湾、空港、ターミナル運営会社、統合オペレーター、倉庫業者、流通業者などがある。

4、信用喪失企業の認定要件の調整

「信用弁法」は、信用喪失企業の認定要件を調整した。例えば、新規規定として、登録住所或いは経営場所に関する登録情報に不実記載があり且つ連絡が取れない原因で税関に「信用情報異常企業名簿」に掲載されてから90日経過したこと、及び事実の隠蔽により企業の信用管理に影響を及ぼしたことのいずれかに該当する場合、信用喪失企業に認定できる。また、通関誤差率が一定水準を超える企業を信用喪失企業に認定する規定は削除された。更に、「暫定弁法」において、信用喪失企業向け管理に置かれて満一年で、且つ信用喪失行為を行わなかった信用喪失企業は、一般信用企業に昇格できると規定されているが、「信用弁法」において、上述の規定は期限が「満二年」に延長されている。

コメント：信用喪失企業の認定要件の調整は、適宜処罰の原則を体現するものであり、輸出入企業にとって、従来よりも公平な措置である。信用管理による影響が増す中、複数の行政管理機構による合同懲罰の実施はより高い効果を得ており、その分、信用喪失企業の認定はより明確で慎重にしなければならない。信用喪失企業から一般信用企業に昇格するための期限を満1年から満2年に調整したことで、信用喪失企業に対する懲罰は強化され、信用喪失行為の齎す損失はより大きくなる。企業は各レベルの信用等級の認定基準を把握し、不注意によって格下げされる事態を回避する必要がある。また、輸出入企業は情報システムを運用したモニタリング、輸出入業務のレビューとリスク評価などの措置を以て、リスクの解消に努めることができる。

5、認証の中止と終了に繋がる状況の明確化

従来の規定では、企業が認証の申請期間中に密輸容疑で捜査立件或いは調査された場合、及び企業が税関監督管理規定違反の容疑で立件調査された場合、税関は認証を終了できると規定されている。「信用弁法」において、認証の中止と終了に繋がる状況が1つ追加されている。即ち、企業が認証の申請期間中に税関の査察・検査を受けている場合、税関は認証を中止でき、中止期間が3ヶ月を超えた場合、税関は認証を終了できる。

コメント：認証の申請を通じて通関利便化措置の享受を検討している企業は、税関による査察・検査、及び税関による捜査立件・調査などが認証に与える影響に留意する必要がある。特に全国通関一体化改革の実施以降は、税関による査察・検査の強化が予想される。認証の中止と終了に繋がる可能性があるほか、認証済みの企業は、税関に捜査立件或いは調査された場合、認証企業向け利便化管理措置の適用を一時停止され、一般信用企業向け管理措置の適用を受ける可能性がある。査察・検査を受けた場合、税関の業務に協力的な態度を取り、査察・検査の早期終了や改善措置の早期実施を図ることで、認証面で受ける影響を低減する必要がある。また、受身の姿勢を改め、定期的に輸出入業務のコンプライアンスレビューを実施し、自主開示を通じてリスクコントロールを図ることができる。税関は企業によるリスクの自主開示を奨励しており、その理念を「信用弁法」にも反映させている。例えば、「信用弁法」において、「企業の自主開示により、税関に警告或いは5万元以下の罰金を科された行為は、企業信用状況を認定する記録としない」と規定されている。

6、各信用レベル企業向け管理措置の間の差異の拡大

- 高級認証企業に対して、「担保免除申請が可能」、「査察・検査頻度の減少」、「輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業平均検査率の20%以下」、「輸出貨物が税関監督管理区域に到着する前に税関に申告可能」、「通関が困難な特殊状況下で優先的に通関を回復」などの通関利便性措置を与える。
- 一般認証企業に対して、「税関が受け取る担保金額は税額の総額或いは税関総署の規定する金額を下回ることが可能」、「輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業平均検査率の50%以下」などの管理措置を適用する。
- 信用喪失企業に対して、「一括徴税制度は適用不可」、「サンプル・写真留置で通過する措置は適用不可」、「加工貿易業務について全額担保の提供が必要」、「輸出入貨物の平均検査率は80%以上」などの懲罰措置を与える。

コメント：高信用企業向けの通関利便化措置は、輸出入企業が最も関心を寄せるトピックの一つである。「信用弁法」において、各信用レベルの企業に適用される管理措置の追加と明確化が行われており、「信用が高く法律を遵守する企業に利便性を与え、信用を喪失し法律に違反する企業に懲罰を与える」原則はより良く体現されている。例えば、担保の免除は高級認証企業の経営コストを大きく低減させることができ、査察・検査頻度の減少は効果の高い優遇措置である。一方、信用喪失企業は経営コストが大きく上昇することが予想される。また、各信用レベルの企業に適用される輸出入貨物平均検査率の明確化は、税関による管理の透明性向上に寄与するものである。

アドバイス

2014年における「暫定弁法」の施行以来、税関総署を含む多くの政府機構が合同奨励・懲罰行動を展開しており、税関総署は一連の内部規定に企業信用管理に関する条項を組み込むことで、企業信用管理に対する税関及び各種政府機構の注意喚起を促してきた。中国の税関は、国内信用システムを構築する過程で、WCOのルール・理念との融合を図り、世界各国とのAEO相互承認を推進してきた。2018年2月現在、中国は35の国・地域とAEO相互承認協定を締結しており、ロシア、カザフスタン、マレーシアなどの一帯一路沿線国及び米国、日本などの主要貿易相手国とAEO

相互承認に関する交渉を開始している。税関の統計によれば、中国の AEO 認証企業が上述の AEO 相互承認国・地域に貨物を輸出する際、検査率が 60%~80%低下し、通関所要時間と通関コストは 50%以上削減できた。

「信用弁法」の施行後、AEO 認証の価値が更に向上する見込みである。国家信用システムの整備が進むに連れ、AEO 認証は企業が国際貿易を展開するための「グリーンパス」になることが予想される。認証の取得を検討している企業は、下記の面から行動することを推奨する。

コンプライアンス管理の継続的な改善による信用の積み重ね

「信用弁法」は、認証資格の申請について、企業に従来よりも厳しく要求している。付け焼き刃で AEO 認証を取得することは困難であり、信用向上のための基盤づくりが重要になってくる。「信用弁法」と「税関認証企業標準」に基づき現在の信用状況を評価した上で、組織構造の改善や社内制度と業務プロセスの整備を通じて正確な作業記録を取れるようにし、これを貫徹することで全面的に、系統的に信用を積み重ね、AEO 認証を取得するための基盤とすることを推奨する。

定期的な検査による信用の維持

税関は企業信用等級の動的調整を実施している。そのため、AEO 認証を取得しても努力を怠ってはならず、定期的なレビューを通じて信用状況を維持する必要がある。税関はこれまでにない規模の改革を実施しており、全国通関一体化改革は企業に利便性を齎すと同時に、全体的なコンプライアンス水準について従来よりも厳しく要求している。企業には、毎年、定期的に輸出入活動に関する内部監査を行うことを推奨する。特に AEO 認証企業は、「税関認証企業標準」に基づきレビューを行い、内部監査の過程と結果の記録を強化することで問題の早期発見に努め、全体的なコンプライアンス水準を引き上げる必要がある。

技術と自動化ツールの運用による信用状況のモニタリング

輸出力が大きく、輸出額が高く、貨物の種類と貿易モデルが多い企業は、日常モニタリングの強化が非常に重要であり、リスクの早期発見と早期対処を通じて問題を未然に防ぐことが肝要である。企業には、ビッグデータと情報化ツールの運用を通じて、手作業をサポートすると同時に問題特定の効率と正確性を高め、問題を発見した場合は積極的に開示し、問題解決のための主導権を握ることを推奨する。

デロイトは AEO 認証、及び企業管理における情報システムの運用について豊富な経験を有しており、輸出入業務のレビューとリスク評価サービスを提供しており、また、「税関認証企業標準」との比較と通じて自身の要改善ポイントを把握し、完備された内部統制システムを構築するためのサポートサービスを提供しております。デロイトが自主開発した情報システムを運用して日常業務におけるモニタリングとリスク評価を行うことで、リスクポイントの早期発見や早期対処に寄与できます。また、AEO 認証（再認証）に向けてサポートサービスを提供することで、「信用弁法」と「税関認証企業標準」の要求をよりよくご理解いただき、問題点の早期改善に繋げることができます。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188 / 8008
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner
Tel: +86 411 8371 2816
Fax: +86 411 8360 3297
Email: billbai@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner
Tel: +86 21 6141 1308
Fax: +86 21 6335 0003
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Maria Liang / Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: mliang@deloitte.com.cn
kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 22 2320 6688
Fax: +86 22 8312 6099
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Wuhan

Gary Zhong

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung / Charles Wu

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Southern China (Hong Kong)

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.